二百七十　複合カルボキシラーゼ欠損症
二百七十一　副甲状腺機能低下症
二百七十二　副腎白質ジストロフィー
二百七十三　副腎皮質刺激ホルモン不応症
二百七十四　ブラウ症候群
二百七十五　プラダー・ウィリ症候群
二百七十六　プリオン病
二百七十七　プロピオン酸血症
二百七十八　ＰＲＬ分泌亢進症（高プロラクチン血症）
二百七十九　閉塞性細気管支炎
二百八十　ベーチェット病
二百八十一　ベスレムミオパチー
二百八十二　ヘパリン起因性血小板減少症
二百八十三　ヘモクロマトーシス
二百八十四　ペリー症候群
二百八十五　ペルーシド角膜辺縁変性症
二百八十六　ペルオキシソーム病（副腎白質ジストロフィーを除く。）
二百八十七　片側巨脳症
二百八十八　片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群
二百八十九　発作性夜間ヘモグロビン尿症
二百九十　ポルフィリン症
二百九十一　マリネスコ・シェーグレン症候群
二百九十二　マルファン症候群
二百九十三　慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多巣性運動ニューロパチー
二百九十四　慢性血栓塞栓性肺高血圧症
二百九十五　慢性再発性多発性骨髄炎
二百九十六　慢性膵炎
二百九十七　慢性特発性偽性腸閉塞症
二百九十八　ミオクロニー欠神てんかん
二百九十九　ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん
三百　ミトコンドリア病
三百一　無脾症候群
三百二　無βリポタンパク血症
三百三　メープルシロップ尿症
三百四　メチルマロン酸血症
三百五　メビウス症候群
三百六　メンケス病
三百七　網膜色素変性症
三百八　もやもや病
三百九　モワット・ウイルソン症候群
三百十　薬剤性過敏症症候群
三百十一　ヤング・シンプソン症候群
三百十二　優性遺伝形式をとる遺伝性難聴
三百十三　遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん
三百十四　４ｐ欠失症候群
三百十五　ライソゾーム病
三百十六　ラスムッセン脳炎
三百十七　ランゲルハンス細胞組織球症
三百十八　ランドウ・クレフナー症候群
三百十九　リジン尿性蛋白不耐症
三百二十　両側性小耳症・外耳道閉鎖症
三百二十一　両大血管右室起始症
三百二十二　リンパ管腫症／ゴーハム病
三百二十三　リンパ脈管筋腫症
三百二十四　類天疱瘡（後天性表皮水疱症を含む。）
三百二十五　ルビンシュタイン・テイビ症候群
三百二十六　レーベル遺伝性視神経症
三百二十七　レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症
三百二十八　劣性遺伝形式をとる遺伝性難聴
三百二十九　レット症候群
三百三十　レノックス・ガストー症候群
三百三十一　ロスムンド・トムソン症候群
三百三十二　肋骨異常を伴う先天性側弯症

附　則

（施行期日）

1　この告示は、平成二十七年七月一日から適用する。

（経過措置）

2　次に掲げる疾病にかかっている者であって、平成二十七年一月一日において現に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第十九条第一項に規定する支給決定、同法第五十一条の五第一項に規定する地域相談支援給付決定、同法第五十二条第一項に規定する支給認定、同法第七十六条第一項の規定による補装具費の支給若しくは同法第七十七条第一項の規定による地域生活支援事業による支援又は児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の五第一項に規定する通所給付決定若しくは同法第二十四条の三第四項に規定する入所給付決定を受けているもの又は受けたことがあるものについては、次に掲げる疾病は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第一条に基づき厚生労働大臣が定めるものとみなす。

一　劇症肝炎
二　重症急性膵炎
3　次に掲げる疾病にかかっている者であって、この告示の適用の際現に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第十九条第一項に規定する支給決定、同法第五十一条の五第一項に規定する地域相談支援給付決定、同法第五十二条第一項に規定する支給認定、同法第七十六条第一項の規定による補装具費の支給若しくは同法第七十七条第一項若しくは第七十八条第一項の規定による地域生活支援事業による支援又は児童福祉法第二十一条の五の五第一項に規定する通所給付決定若しくは同法第二十四条の三第四項に規定する入所給付決定を受けているもの又は受けたことがあるものについては、次に掲げる疾病は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第一条に基づき厚生労働大臣が定めるものとみなす。

一　肝外門脈閉塞症
二　肝内結石症
三　偽性低アルドステロン症